

**令和 8 年度「KANSAI インバウンドフォーラム」事業委託業務に係る
公募型プロポーザルの実施について（公示）**

2026 年 7 月 17 日
一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルに参加する受託候補者の選定を行うため、企画提案書を募集します。

1 事業概要

（１）事業名称

令和 8 年度「KANSAI インバウンドフォーラム」事業（以下「本事業」という。）

（２）事業目的

大阪・関西万博を経て高まった「KANSAI」の国際的なプレゼンスを一過性に終わらせることなく、関西地方部を含む広域周遊及び長期滞在型観光の促進を目的とする。

本事業においては、海外の訪日旅行商品造成に影響力を有する観光関係者やメディアを招聘し、関西、特に地方部の観光関係者とのネットワーク構築を図る。

また、海外の観光関係者トップ層に対して、関西各地への直接滞在を通じて、その土地ならではの魅力ある観光コンテンツを体験していただく機会を提供することにより、富裕層や消費意欲の高い旅行者、高付加価値旅行者の誘客を促進し、関西における観光消費額の拡大及び各地域経済への波及効果の創出を目指す。

（３）業務内容

詳細については、別添の令和 8 年度「KANSAI インバウンドフォーラム」事業委託業務仕様書のとおりとする。

（４）契約期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 12 日（金）まで

（５）委託金額の上限額

29,355,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。

（２）国税及び地方税を滞納していないこと。

（３）旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づく「第 1 種、第 2 種又は第 3 種旅行業」のいずれかの登録を受けていること。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。

以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者（役員以外の者に限る。）が暴力団員

である者、又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(5) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3 手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒530-0005 大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 2 号 大阪中之島ビル 7 階

一般財団法人関西観光本部（以下「当本部」という。）担当：宮本・工藤

メールアドレス：koho-kikaku@kansai.or.jp

(2) 公募説明会

本事業に関する事前の公募説明会は実施しない。

(3) 質疑及び回答

ア 受付期間：公募開始から 7 月 24 日（金）17:00 まで

イ 提出方法：任意様式による質問書を、3（1）に定める電子メールアドレス宛に提出すること。この場合において、電子メールの件名は「KANSAI インバウンドフォーラムに関する質問」とし、本文に送信者の会社名、部署名、氏名、電話番号を明記すること。なお、電話による質問は受け付けない。

ウ 回答方法：質問者への直接回答のほか、当本部のウェブサイトに一括して掲載し、閲覧に供する。

(4) 応募手続き

ア 提出期限：応募申込書 7 月 24 日（金）17:00 まで（必着）

なお、応募申込書の受付は 7 月 17 日（金）から開始するものとする。

イ 提出方法：当本部のウェブサイトより全書類をダウンロードした上で、「応募申込書」を 3（1）に定める電子メールアドレス宛に提出すること。

・募集要領 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/07/募集要領.pdf>

・仕様書 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/07/仕様書.pdf>

・評価要領 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/07/評価要領.pdf>

・評価基準 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/07/評価基準.pdf>

・提案書様式 <https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/07/様式 1-5.docx>

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期限：次項イに定める双方の提出について、電子メールは 7 月 31 日（金）12:00 まで（必着）、書留郵便は 7 月 31 日（金）までの消印を有効とする。

イ 提出方法：電子メールによるデータの送付及び書留郵便の送付の双方により、3（1）に定める担当部署宛に提出すること。

(6) 審査方法及び結果通知

- ア 審査方法：提出された応募書類による書面審査のみをもって評価を行い、受託候補者を選定する。
なお、本プロポーザルにおいて、応募者によるプレゼンテーションは実施しない。
- イ 結果通知：審査結果はすべての応募者に書面で通知するとともに、選定後速やかに、必要な事項を当本部のウェブサイトにて公表する。

4 その他

(1) 提案に関する条件

企画提案は1者につき1提案とし、使用する言語は日本語、通貨は日本円に限る。書類作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 再提出の禁止

書類提出後の差し替え、訂正、追加又は再提出は認めない。ただし、当本部が別途指示した場合はこの限りでない。また、応募申込書の提出後は記載された応募体制を変更することはできないため、やむを得ない事情により当初の体制での参加が困難となり応募を辞退する場合は、速やかに書面により届け出なければならない。

(3) 再委託の禁止

受託事業者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。

(4) 無効及び失格事由

次のいずれかに該当する場合、その者の提案を無効又は失格とする。

- ア 参加資格を満たさない者が提出した場合
- イ 提出期限を過ぎて書類が提出された場合（書留郵便の場合は提出期限当日までの消印がない場合を含む）
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合（当該提案書を無効とする）
- エ その他、本募集要領又は仕様書のいずれかに定める条件に違反した場合

(5) 本事業の詳細

本事業の詳細は、当本部のウェブサイトに掲載する募集要領による。

以 上